

## 第 21 回研究会における御意見を踏まえた対処方針（案）

No.	研究会における御意見	対処方針
01	<p><b>【財分野の取りまとめ結果の扱い及び分類構造の検討スケジュール】</b></p> <p>○ 2020年度末時点において、生産物分類全体の取りまとめは行うものの、決定は産業分類改定の検討状況を踏まえて2023年度末に行うとのことだが、サービス分野の生産物分類と同様に、<u>財分野についても、統合分類と詳細分類のみについて2020年度末時点で決定すれば、関連統計の作成に役に立つのではないかと考える</u>がいかかがか。</p> <p>また、生産物分類策定研究会の開催スケジュール（案）の中で、最後の2回で全体調整を行うということだが、<u>上位層構造を最後の2回で決定することは厳しいのではないか。</u></p> <p>→ 2020年度末の取りまとめに係る今後のスケジュールや取りまとめのやり方については、先生方のご意見を踏まえて検討させていただきたい。</p> <p>→ 最後の2回だけで上位の階層構造を決めるということは難しいかもしれないので、今後、本研究会において更に検討していかなければならない。</p>	<p>○ 財分野の統合分類と詳細分類の決定については、いただいたご意見も選択肢のひとつとして認識し、2020年度末における財分野及び生産物分類全体の取りまとめ段階において、改めて検討する。</p> <p>○ 分類構造の策定方針及び分類構造の大枠等については、2020年度後半以降、できるだけ前広に研究会に提示させていただき、検討する。</p>
02	<p><b>【工業統計と生産動態統計の品目分類の在り方】</b></p> <p>○ 統計委員会でも議論されているが、工業統計の品目分類と生産動態統計の品目分類との関係の在り方がひとつの課題と考えている。SNAにおいて、一次年次推計は生産動態統計を使用し、二次年次推計は工業統計を使用しており、両者の整合性を高める必要があるという話も出ているが、両統計は目的や方法が異なることから、品目分類を完全に一致させることは困難だろうと思われる。<u>両統計の目的を考慮しながら、どのレベルで生産物分類を導入するのか、どこまで整合性を高めることができるのかといった点について検討する必要がある。</u></p> <p>→ アメリカは生産動態統計が無いため、我が国の鉱工業生産指数に相当する統計の作成においては、労働投入のデータ等を使用して推計しており、我が国とは事情が異なる。今回策定する生産物分類は、SNAと生産動態統計（鉱工業生産指数）の両者に対応する分類を検討する必要があるのではないか。その際、北米のNA PCSは参考にならない可能性があるため、欧州のCPAなど他の国際分類を幅広く確認する必要がある。</p> <p>→ エアコンの場合、工業統計は業務用、民生用と区別されているが、生産動態統計の場合、エアコンの出力規模で区分されているなど、切り口が異なっている。</p> <p>→ 生産動態統計が需要サイドの品目に区分されることで、それが要因で供給の活動を示すべき数字が動くのは適切ではないのではないか。出力規模別、需要先別の数字をクロスで把</p>	<p>○ 研究会におけるご意見に留意して分類原案の策定を行う。</p>

No.	研究会における御意見	対処方針
	<p>握する必要があるが、調査回答者の回答可能性や回答者負担が懸念される。</p> <p>→ 統計委員会では、エアコンのほかに照明器具についても同様の議論があったが、クロスで把握することまで必要だろうか。</p> <p>→ 本件については、本研究会においても引き続き議論したい。経済産業省は、事前にこのような課題があることを踏まえて検討していただきたい。</p>	
03	<p><b>【財とそれに対応する卸売・小売サービスの整合性】</b></p> <p>○ 製造業と卸売・小売業の分類をどのように整合性を取るかということが重要であり、これは9月からの個別分野の議論に入る前に考え方を整理しておきたいところである。</p> <p>○ 産業分類と生産物分類における卸売・小売業の在り方もひとつの課題と考えている。現行の産業分類では、各種商品卸売・小売業のような業態別の分類と食料品、衣服、機械器具など販売する商品別の分類が混在したものになっているが、生産物分類が整備されるこの機会に、<u>産業分類は業態別の分類とし、生産物分類は販売される商品別の分類にするなど、役割分担を明確にして再整理することもあり得るのではないか。</u></p> <p>また、<u>財とそれに対応する卸売・小売サービスを、生産物分類において整合的に策定すべき</u>であると考え、経済センサス等において実際にどう把握するかも考慮する必要がある。</p>	<p>○ 卸売・小売業について、産業分類での扱いは今後の産業分類改定の検討において議論することとなるが、生産物分類については、販売される商品別の分類とする方向で検討を進めたい。</p> <p>このため、卸売・小売業の生産物である卸売・小売サービスについては、原則として、対応する財と整合的に（販売する財別に）設定することとする。</p> <p>○ 事務局及び経済産業省は、財の分類原案策定時に、当該財に対応する卸売・小売サービスの素案も併せて提示する。</p> <p>なお、素案策定段階では、卸売・小売業者へのヒアリング等は必須とせず、2020年11月に予定されている「I卸売業、小売業」の検討までにヒアリング等を行い、必要に応じて素案の見直しを行った上で、研究会に分類原案を提示する。</p> <p>また、素案段階の粒度は、対応する財の統合分類かそれより上位のレベルとし、最終的には卸売・小売業者へのヒアリング結果及び研究会における議論等を踏まえて決定する。</p>
04	<p><b>【工業のサービス化への対応】</b></p> <p>○ いわゆる「工業のサービス化」という、それ自体は識者によって何を指しているかあいまいではあるものの財自体の産出の一部がサービスの一種とする意見がある。<u>工業のサービス化が進む中で、これに対して生産物分類がどのように対応したのかについて、対外的に問われる可能性がある。</u>産業構造が変化していく中で、財にサービスが内蔵され、売上が区分できない</p>	<p>○ 財、卸売・小売サービス、物品賃貸サービス及び修理サービスは、原則として、対応する財と整合的に設定することとし、サービス分野の生産物分類（2019年設定）において既に設定された物品賃貸サービス及び修理サービスは、財分野</p>

No.	研究会における御意見	対処方針
	<p>場合を考える必要があるのではないかと。  → まずは財と修理サービスや物品賃貸サービスを統合的に策定することが重要と考えているが、その上で、財とサービスを分離できないものについて、生産物分類上どのように扱うべきか検討していきたい。</p>	<p>の検討結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。  ○ 工業のサービス化への対応については、その意味するところや、実態及び今後の見通し等について把握し、生産物分類においてどのような対応が可能かについて留意しつつ検討を進める。</p>
05	<p><b>【生産設備を持たない事業所や生産工程だけを請け負う事業所の扱い】</b>  ○ <u>自社で生産設備を持たない事業所や生産工程だけを請け負う事業所について、製造業としてよいのか検討していかなければならない。</u>  → 従来の賃加工は、基本的に同一産業の中のものとして捉えられていたが、小売事業者が海外の製造業者に製造を委託するなど、産業を超えて、国を超えて事業が展開されており、このような状況も考慮して検討する必要がある。</p>	<p>○ 賃加工については、原則として、製造品とは区分して設定することとするが、その概念や範囲等については、生産設備を持たない事業所や生産工程だけを請け負う事業所の実態及び今後の見通し等を踏まえ、生産物分類においてどのような対応が可能かについて留意しつつ検討を進める。</p>
06	<p><b>【HSとの対応関係】</b>  ○ <u>貿易統計との関係について、基本的には、生産物分類はHSとの対応関係を確保すればよいという認識か。</u>  → HSを含めて、既存統計とNAPCS、CPA等との対応関係は、事務局において確認しながら原案を策定することになる。  → HSとの対応関係を重視する場合、HSが改定された都度、生産物分類も改定しなければならないが、HSの改定が頻繁に行われると生産物分類における対応が難しくなる可能性があり、HSの改定頻度は確認しておく必要がある。</p>	<p>○ 分類原案の作成に当たっては、既存統計をベースに、各種の国際分類と比較しながら作成することとしており、事務局及び経済産業省では、HSとの対応関係も確認しながら原案を作成することになる。  ○ また、「生産物分類策定の基本的な考え方」(平成29年10月25日)では、生産物分類とHSとの対応表を作成することとしており、これによってHSとの比較可能性を確保することも可能である。</p>
07	<p><b>【COICOPとの関係】</b>  ○ <u>COICOP(目的別個人消費分類)との関係は、確認した方がよいのではないかと。</u>  → SNAでは、家計調査のような需要側より供給側統計の比重をあげていくような指摘もあると承知しており、その観点では需要側をそれほど重視しなくていいのかもしれない。一方、地域表など家計調査が唯一のアプローチであるものもある。このため、COICOPとの対応は必要だが、あわせることは難しく留意する程度でいいのではないかと。</p>	<p>○ COICOPについても、研究会における検討資料のひとつとして研究会に提示することとする。</p>

No.	研究会における御意見	対処方針
08	<p><b>【日本で生産していない財の扱い】</b></p> <p>○ アルミなどの日本で生産していない財をどのように捉えるか。  → 生産物分類上、日本で生産していないものであっても、需要があるものは生産物分類の分類項目として設定する必要がある。また、それらを識別出来るようにコードを付与するなどの措置も検討する必要があるかもしれない。</p>	<p>○ 日本で生産していない財であっても、需要があり、実際に取引されている財は分類項目として設定する方向で検討する。  なお、コードの付与については、生産物分類を使用する各種統計におけるニーズやこのような財をどの程度特定できるかなどを確認した上で検討することとする。</p>
09	<p><b>【屑・副産物、中古品、有価物・廃棄物の扱い】</b></p> <p>○ 屑・副産物にもコードを付与した方がよいかと思われる。また、中古品の扱いについても新品と区分すべきか今後検討が必要ではないか。  → 今回の生産物分類の対象になるものは、基本的に有価物と考えてよいのか。  → 悩ましいところである。例えば、ペットボトルは回収されて資源となるが、家庭から排出された時点では、それが有価物なのか廃棄物なのか識別が難しい。  → 屑としてのみ存在するものは識別する必要があると考える。また、中古品の扱いについては卸売・小売業とも関係するため、今後の検討課題とする。</p>	<p>○ くず・廃物については、既存の工業統計や産業連関表の部門分類でもコード番号において区別しているので、これらを参考に、生産物分類においてどのような識別コードとするか検討する。  なお、副産物については、産業連関表における扱いのように主産物と区別して設定するか否かについて、引き続き検討する。</p> <p>○ 生産物分類の対象は、原則として、有価物に限定することとしたい。したがって、建築物の解体工事等により発生するスクラップや家庭から排出される回収ペットボトルなど再資源化されるリサイクル可能品についても、有価物として取引され、かつ把握可能性が確認できるものについては、くず・廃物として分類を設定する方向で検討する。</p> <p>○ 中古品（くず・廃物に含まれるスクラップ、回収ペットボトル等を除く）の扱いについては、引き続き検討する。</p>
10	<p><b>【国産品と輸入品の区分（部品と完成品の区分）】</b></p> <p>○ 例えば、小麦や木材など、日本でも生産しているが、なおかつ輸入しているものについて、<u>国産品と輸入品を区分すべきか</u>。  → 輸入品と国産品で質や用途が異なる場合に、両者を区分することもあり得るのではないか。</p>	<p>○ 国産品と輸入品の区分については、生産物分類の分類基準に照らして、国産品と輸入品で用途や質に違いがあると認められる場合は区分することとする。</p> <p>○ 部品と完成品の区分については、基本的に用</p>

No.	研究会における御意見	対処方針
	<p>→ 業務用の物は輸入が多いように感じるが、政策上の要望があるのならば、区分することも考えられるのではないかと。</p> <p>→ 御指摘は分類粒度の課題と考えるが、用途で区分していくという点については、輸入品のほかに、中間消費と最終需要で分ける観点から、I Oでは同一部門とされている場合が多い部品と完成品を区分すべきか否かという論点もある。</p> <p>さらに、この分類粒度の関係では、財の場合、技術革新が進んで新製品が次々と生み出されると、分類項目の陳腐化が懸念される。粒度を細かくした場合、改定頻度が問題となるのではないかと。</p> <p>→ 新製品が生み出された時に、それがどの分類項目に分類されるのか明示されている必要があり、内容例示の更新が重要となる。内容例示を柔軟に変更できるような仕組みを整備することも必要ではないかと。</p> <p>→ サービス分野の検討では、同じサービスでも需要先が異なる場合は、詳細分類で区分するなどのルールを決めた。財分野においても、基本的にはサービス分野と同様に検討を進めることとする。</p>	<p>途が異なると考えられることから、実際取引され、かつ把握可能性が確認できるものについては、区分して設定する方向で検討する。</p>
11	<p><b>【日本標準商品分類の扱い】</b></p> <p>○ <u>日本標準商品分類は生産物分類が完成した後どのようなようになるのか。</u></p> <p>→ まだ方針は決まっていないが、数は少ないものの、未だに日本標準商品分類を使用している統計があるため、現時点では廃止することは考えておらず、生産物分類と日本標準商品分類を並存させることを想定している。日本標準商品分類は約3万項目と非常に粒度が細かいが、これから策定する財分野の生産物分類はそのような細かい粒度にすることは想定していないので、これらの統計が生産物分類を代用することは難しいと思われるためである。</p> <p>→ 並存する場合、利用者が混乱しないか懸念がある。現在、日本標準商品分類が何に使用されているのか確認した上で、生産物分類策定後の扱いを今後検討することとする。</p>	<p>○ 日本標準商品分類については、現在も使用している統計の実情等を把握した上で、生産物分類全体の取りまとめ段階で、その扱いを検討する。</p>
12	<p><b>【生産物分類の改定の在り方】</b></p> <p>○ 2020年度末に取りまとめられた財分野の生産物分類が実際に使用されるのは、2026年度に実施される経済センサス-活動調査となるが、その間に、AI等の技術革新により、生み出される生産物の状況も変化していくことが予想され、分類項目の陳腐化が懸念される。</p> <p>→ 分類項目の陳腐化は避けられないものであると認識した上で、<u>可能な限り迅速に改定できるような制度・体制づくりについて検討していくことが必要となるのではないかと。</u></p>	<p>○ 生産物分類の改定方針については、生産物分類全体の取りまとめ段階において検討する。</p>